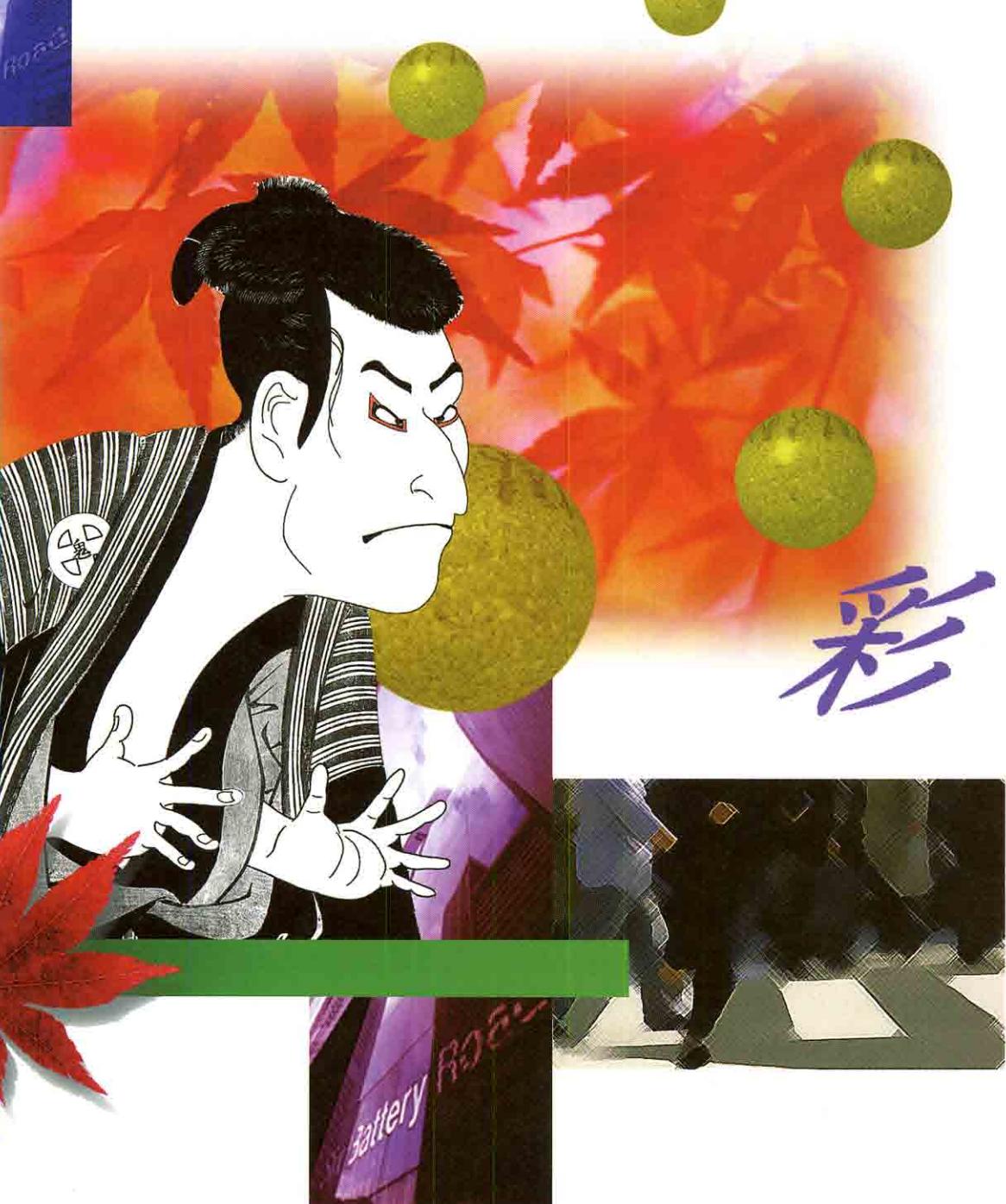


JET Report

ジェット レポート

3

Autumn



財団法人 電気安全環境研究所

JAPAN ELECTRICAL SAFETY & ENVIRONMENT TECHNOLOGY LABORATORIES

CONTENTS

FOUR SEASON / 季語 彩



黄が赤くなりてをかしや霜の菊
高浜虚子

“彩”はいどり、あやという意味がある。漢和辞典を引くと、彩は飾る意であり、采は五色のまじり合っている衣のことであるらしい。もちろん俳句いう季語ということではないが、彩霞、彩翠、彩雲などと使われ自然の微妙な美しさを感じさせる。一字からくる印象は、やはり秋の景色で、さまざまに色づいた木立の鏡のあとやかさではないだろうか。深い山間での真紅、黄金色の一面との出会いは、この世のこととは思えぬ驚きがある。それとはまた別に、都会のビルの谷間に並ぶ大銀杏の黄葉は、澄んだ陽射しを受けて一段と鮮やかに写る。仕事の途中などしばらくは遠回りして、その道を選んで通ったりするものだ。

FOUR SEASON

季語一彩

1

SPECIAL EDITION

■中国特集 中国の電気製品の安全性に係わる 二つの認証

2

JET SPECIAL

JET TOPICS

- 台湾のEMC規制の施行
- 韓国における法改正の視点

6

INTRODUCTION

■特集／国際規格の動向

- 電気製品や安全性に関する
IEC ACOS(安全諮問委員会)の紹介
- IEC/TC61トロンハイム会議から
- 第34回CTL会議について

7

INSPECTION

最新情報シリーズ 技術基準国際整合化への動向

13

JET NEWS

JET NEWS 給水器具の第三者認証制度参加について

14

PUBLIC RELATIONS

「PL保険付きラベル」発売についての お知らせ

15

(奥付・編集後記)

(財)日本電気用品試験所が(財)電気安全環境研究所に名称変更

本財団(JET)は、昭和38年に設立して以来 財団法人日本電気用品試験所として、電気製品等に関する試験、検査、研究等をつうじ電気安全の向上に寄与してまいりました。しかしながら昨今、国際整合化、製造物責任法の施行等、わが国の電気安全に関する社会環境は大きく変化し、電気用品取締法においても甲種電気用品(強制)から乙種電気用品(自己確認)へと品目が大幅に移行され、安全の確保は事業者の自己責任を基調とする方向に変わってきております。一方、JETでは電気製品などの試験・検査業務のほか、従前から関連企業などのニーズに応えて品質システム及び環境管理システム等に関する国際規格基準等への適合性を審査し登録する業務も実施しております。

このような実態をふまえ今般、財団法人電気安全環境研究所(JET)に改称することいたしました。つきましては新名称のもと、全所員一同皆さまのご要望、ご期待にお応えするため、総力をあげて取り組む所在でございますので、今後ともなお一層のご指導ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

中国の電気製品の 安全性に係わる二つの認証



中国の「CCIB認証」および「CCEE認証」は、中国国家進出口商品検査局(以下SACIという)が、輸入製品を対象として行っている認証と、中国電工產品認証委員会(以下CCEEという)が、国内で流通している製品を対象として行っている安全性認証のそれぞれの通称です。中国の認証に係わる関係機関の相関は非常に複雑ですので、まず図-1を参照してください。

1. 認証機関の概要

1) SACI

SACIは中華人民共和国進出口商品検査法(1989年9月施行)にもとづいて設立され、中国国务院(総理府相当)が直轄する輸出入商品の法定検査を実施、管轄する政府機関です。法定検査対象品は工業用原料・材料、食料品、自動車、電気製品等17種類、輸入製品は817品目、輸出製品が1577品目あります。

CCIB認証を管轄する具体的な担当部署はSACIの「監管認証司」です。監管認証司の役割はCCIB認証管理品目の制定、政策調整、申請者の書類(試験・工場審査報告書など)の最終審査、認証書の発行および外国認証機関との協力提携などです。CCIB認証の実務管理などは、SACIが中国進出口商品質量認証中心(以下CQCという)を指定しています。

CQCの主な業務内容は、CCIB認証に係わる申請受理、担

当試験所指定、および試験、工場審査実施指令などの実務管理の他に、ISO9000認証なども行っています。

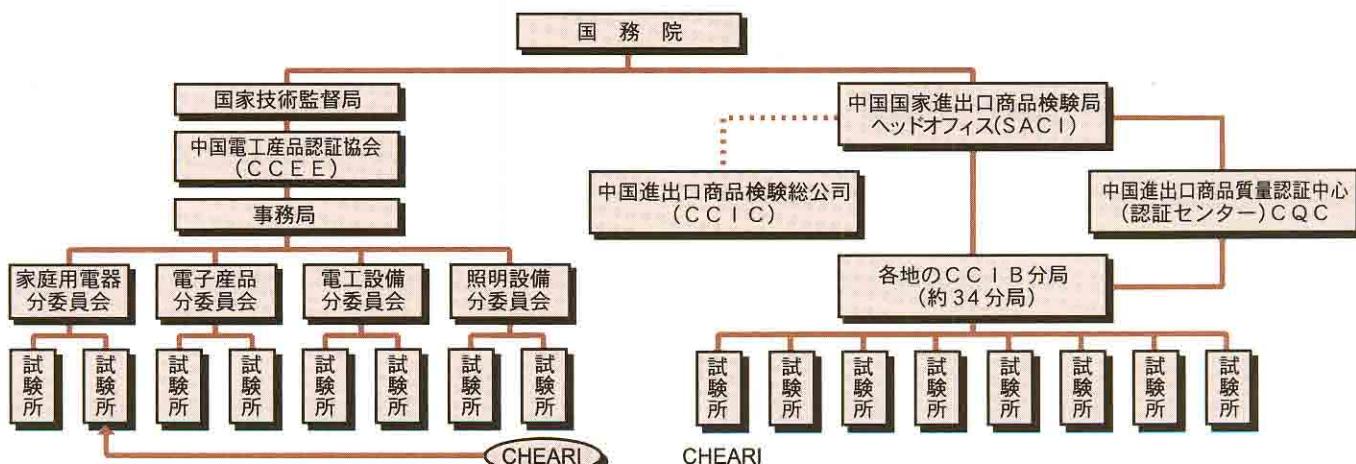
2) CCEE

CCEEは、国内市場で販売されている電気製品およびそれらの製品に使う主要部品の安全性を確認するため、1984年に国家技術監督局(CCBTS)、機械工業部をはじめ、18の政府官庁が共同で設立した認証機関です。SACIとの相違点は『CCEEの身分は政府官庁でなく、政府の国家技術監督局から権限を与えられている社団法人のような民間の第三者認証機関』という点です。しかし、政府機関から強いバックアップを受けており、しかも、CCEE認証の強制管理品目は政府通達により発表されたもの…などの観点から、欧米の第三者民間認証機関とは同等ではないとみられます。

CCEEは認証申請の受理、試験・工場検査の指示、報告書などの審査を行いますが、試験および工場検査の実施は指定試験所に委託します。海外工場に対する工場検査は、CCEEが検査チームを編成して行います。

図-1

中国認証機関体系図



- CCEEの指定試験所は18箇所。CCIBの指定試験所は数十箇所。CCEEとCCIB共に指定されている試験所もある。
〔例：中國家用電器研究所（CHEARI）〕
- 各地のCCIB分局の本部をSACIという。

CCEEはIECCE-CBスキームの中国を代表するNCBです。CCEEは国家技術監督局から権限を与えられてはいますが、国家技術監督局から、ある程度の指導や管理監督を受けており、またバックアップする政府官庁からもかなりの影響を受けています。

2.認証スキームの概要

1) CCIB認証

CCIB認証の公式名称は、安全品質許可制度（Safety Licence System）といいます。その対象は決められた輸出入商品ですが、海外のメーカーはその輸入商品に対する認証ラベルに、CCIBの文字があることから「進口商品安全品質許可証書」をCCIB認証と呼ぶことになりました。

SACIは《商検法》に従って「実施安全品質許可制度的進口商品目録」(CCIB認証強制管理品目リスト・1989年)および「進口商品安全品質許可制度実施細則」を公表しています。「細則」によると、(1)「強制管理品目リスト」に規定されている商品はSACIにより発行される「進口商品安全品質許可証書」(以下CCIB認証という)の取得およびCCIB安全ラベルの表示をしなければ、中国国内に輸入できない。(2) CCIB認証の最高管理責任者はSACIとする。(3) CCIB認証の手順などが決められています。

●CCIB認証手順について、

A.申請：予備申請と正式申請と二つの段階があり、CQCが申請を受付けます。

B.型式試験：適用する技術規格は中国のGB規格(国家標準)であり、CB証明書の活用ができます。試験サンプルはCQCの指示により、CQCの審査部に送付します。試験はSACIの指定試験所（輸入電気製品試験を行うSACI指定試験所が数10カ所ある）が実施します。SACIの許可がない限り、海外試験機関は試験代行ができません。

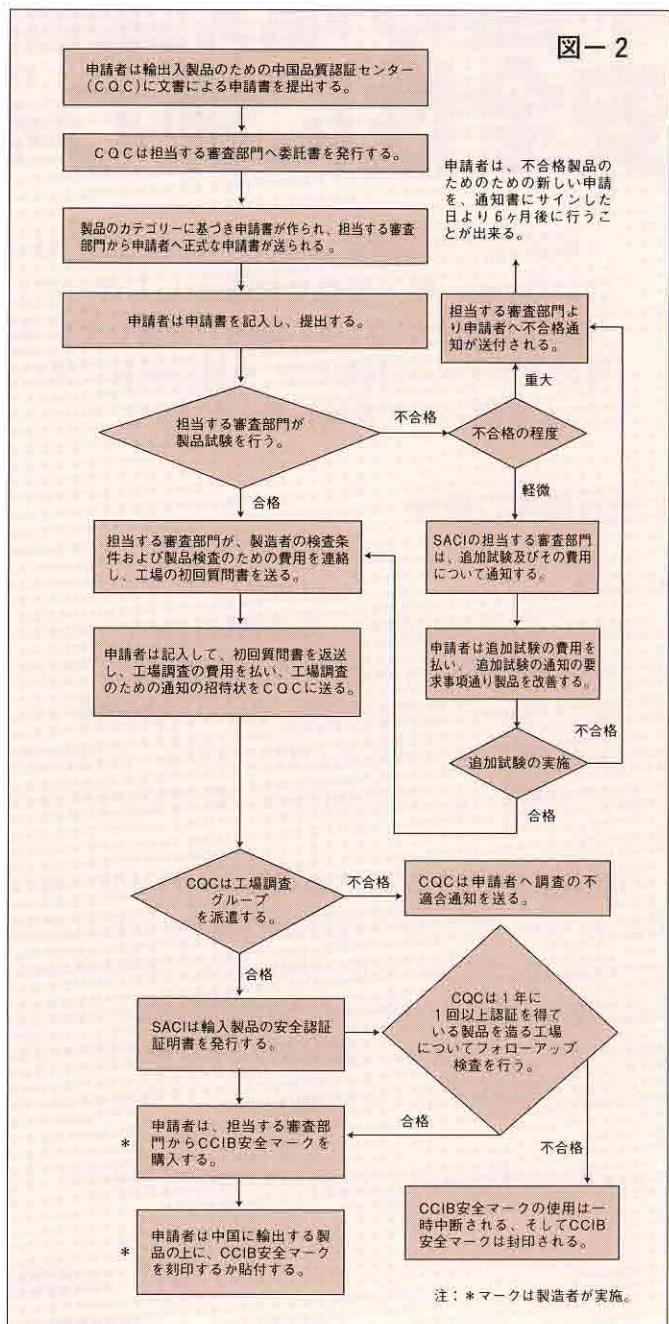
C.工場調査：SACIの独自の手順、基準に従います。工場検査の連絡、指示、チームの編成はCQCが担当、検査は一般に製品試験を実施した試験所が行います。

D.審査および認証書発行・CCIBラベルの表示：試験・工場検査の結果に対する審査は、CQCが担当します。SACIより申請者にCCIB認証が発行されます。CCIBラベルは申請者がCQCから購入することになります。

E.日常監督調査：フォローアップ検査（最低年1回）と、そのときに抜取り試験があります。SACIとの契約により、外国認証機関が代行することができます。

CCIB認証に対する市場監督（認証マークの監査、買い上げ試験等）は、SACIおよび各地CCIB局と国家工商行政管理局が共同で実施します。

CCIB認証手順を図-2に示します。



2) CCEE認証

CCEE認証の公式名称はCCEE安全認証といいます。その認証ラベルに万里の長城の模様があるため、一般に“長城マーク”と呼ばれています。

《中華人民共和国標準化法》（1989年4月より施行）の第2条、第7条および第14条に「工業製品に対する強制的安全基準の制定および、それに強制的に適合する」との内容が記載されています。

それに基づく「品質認証管理条例」（国务院令・1991年公布）によると——

(1)政府の標準化行政管理官庁（国家技術監督局）が産業別



認証機関を設立、または設立された認証機関に権限を与え、製品の国家標準（安全基準を含む）に適合する認証業務をさせる。

- (2) 規定された強制管理品目の製品は、認証を取得しなければ、中国国内での販売、輸入、使用ができない。
 - (3) 政府の標準化行政管理官庁（国家技術監督局）は認証の政策制定、管理監督および試験所の審査指定、認証審査員の登録管理などを担当、認証機関は認証実務を行う。
 - (4) 認証手順は、A.申請、B.型式試験、C.工場検査、D.認証書発行、E.監督検査である。
- などの内容を制定しています。

● CCEE認証手順について

- A.申請**：予備申請と正式申請があります。
 - B.型式試験**：適用規格はGB規格でCB証明書の活用ができます。指定試験所において試験を行います。（未だ外国試験機関による直接代行の実績はないが、指定試験所との協力提携により外国試験機関で実施可能）
 - C.工場検査**：基準はISO9002に類似しています。
 - D.認証書の発行**：長城マークの表示：長城マークは申請者がCCEEから購入することになります。
 - E.フォローアップ検査**：CCEEとの協定により外国認証機関の代行が可能です。
- CCEE認証手順を図-3に示します。

3.強制管理品目

1) CCIB認証品目

CCIB認証の対象製品は、全て強制管理品目で、電気製品をはじめ、医療機器などが含まれています。

SACIは1989年に、第1回強制管理品目リストを発表しました。全部で9品目のうち電気製品は、冷蔵庫、冷蔵庫用コンプレッサー、エアコン、エアコン用コンプレッサー、テレビ、ブラウン管の6品目がリストアップされています。

1995年、SACIと中国对外經濟貿易部が共同で、第2回強制管理品目リストを発表しました。全部で38品目のうち、電気製品は洗濯機、掃除機、音響機器、電熱器具等20数品目が含まれています。

2) CCEE管理品目

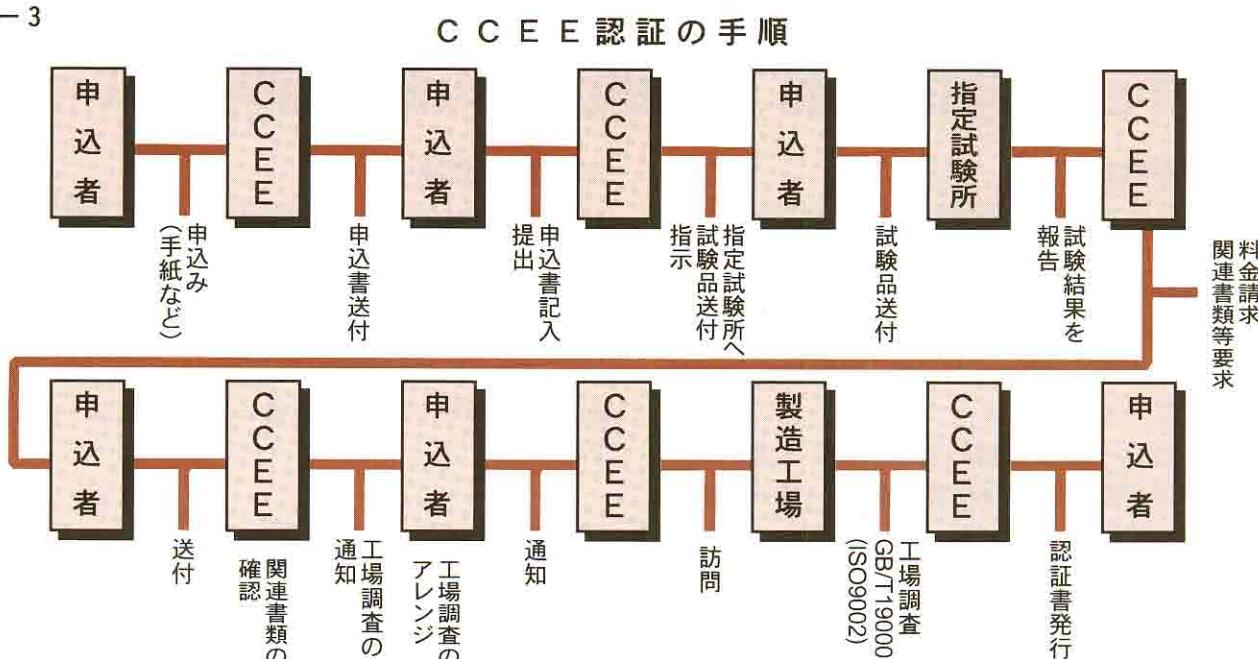
1992年12月CCEE認証第1回強制管理品目リストは、CSBTSおよび機械工業部、電子工業部、軽工業部など9政府機関の共同通達として発表されました（実施は1993年1月より）。第1回強制品目は、冷蔵庫、エアコン、テレビ、電源コード、電動工具類など計8品目です。

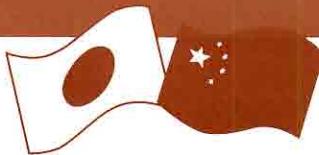
3) 認証書転換

中国へ電気製品を輸出する場合、強制管理品目に該当する製品は認証取得が義務づけられているうえに、一部の製品はCCIB認証とCCEE認証の両方が、強制管理品目に該当するため、それぞれの認証を取得しなければなりません。これについては、1996年4月SACIとCCEEの共同通達により、両方の強制管理品目に該当する製品は、一方の認証を取得した後、他方の認証機関に「認証書転換」の手続きをすれば、試験および工場検査が不要で、他方の認証を取得できることになっています（手数料は必要）。

最近入手した情報によると、CCIB認証とCCEE認証の工場検査の手順・基準が異なっていますが、現在進められている「両方の工場検査手順・基準を一本化する作業」は、今年10月までに決着するとの目標で進んでいます。

図-3





4. CCEE認証品目とCCIB認証品目の対照

●CCEE、CCIB双方の強制管理品目

電動工具 電気冷蔵庫 エアーコンディショナー テレビジョン 溶接機（交流式）音響機器

●CCIBの強制管理品目でCCEEの任意認証品目

溶接機 ブラウン管 エアコン用コンプレッサー 冷蔵庫用コンプレッサー 家庭用洗濯機 真空式掃除機 理容用器具 電気温水器 電子レンジ 電気炊飯器 液体加熱器具 電気アイロン 電気食品加工

器具 ビデオ パソコン ディスプレイ スイッチング電源 プリンタ 低電圧器具 医療器具

●CCEEの強制管理品目でCCIBには規定がないもの

DZ15シリーズビニールカバー付き断路器 ファン電線ケーブル

●CCIBの強制管理品目でCCEEには規定がないもの

調理器具

●CCEEの任意認証品目でCCIBには規定がないもの

ヒューズ 照明器具 ルームヒーター レンジフード皿洗い機 毛布 キャパシター 機器用スイッチ等

中国関係業務のお申込みについて

JET認証業務では日頃から皆様に格別のご理解とご協力を頂いており、あらためて厚く御礼申し上げます。

さて、日本では電気用品取締法の甲種電気用品が乙種に移行していくに伴い第三者認証の立ち上げが進み、現在JETだけでも約10万モデルの製品が認証されています。

しかし、認証のお客様は日本国内だけではないため、JET認証の海外での工場調査は契約にもとづいて現地の検査機関に行っていただくことになっております。

この反面、各国の任意認証及び強制認証を日本国内のメーカーが取得する機会も増えてきたようです。

長い歴史がある欧米での認証の経験が豊富なメーカーも、歴史が短いアジア各国の認証の取得については、ご苦労されているようにきいております。

今回、この様なお客様のお手伝いをすべく、JETではご要望が多い中国の認証に関する取扱業務を7月1日

より開始いたしました。

内容については次のとおりです。

(1) 受付相談をする認証業務

中国電工產品認証委員会（CCEE マーク）
中国國家進出口商品檢驗局（CCIB マーク）

(2) 業務内容

申込相談、認証申込書の作成（日文より中文への翻訳、工場調査時の通訳）

その他の総合的なサービス全般

(3) 手数料

内容によりお見積りをさせていただきます。

もし、お困りのお客様がおられましたら「03-3466-5183」まで、ご連絡下さいますようお願いいたします。

JET与中国認証機関、試験機関との協力提携について

1 工場調査関連

1) SACIとの工場調査委託協定により、JETはCCIB認証のフォローアップ検査代行機関となりました。これによって、SACIから工場調査業務を委ねられている「中国進出口商品質量認証中心（CQC）の指定するCCIB認証製品」の日本製造工場のフォローアップ調査は、JETが代行できることとなりました。

2) CCEEとの一般協力協定によりJETは、その一部についてCCEE認証製品の日本製造工場のフォローアップ調査ができるようになりました。

2 製品試験関連

1) CCEEとの一般協力協定および、CCEE指定試験機関である中国家用電器研究所（CHEARI）との試験協力協定により、JETはCCEE認証を申請する家庭用電気製品（IEC335範囲）の試験代行ができます。

2) SACIの指定試験機関との協議にもとづいて、CCIB認証の型式試験をCHEARIを通してJETで行なうことができます。

製品試験等に関するお問い合わせ先

お客様サービス部 TEL 03-3466-5183 FAX 03-3481-5254

台湾のEMC規制の施行

台湾では1997年から、EMC規制が実施されています。輸入される製品および国内で製造される製品は、すべてこの規制を受けます。電磁環境内における機器からの電磁妨害の発生(emission)の抑制と、電磁妨害に対する機器の耐性(immunity:妨害によって機器の動作が乱されない性能)の向上を行うことによって、電磁妨害を発生する側の機器と、妨害を受ける側の機器の両方が、協調して支障なく存在できるという、これら2つの性能をまとめてEMCといいます。

既に1997年1月1日より、複写機のためのEMC規制が始まり、テレビジョン・セット、ビデオテープレコーダー、ファクシミリ、およびほとんどの情報機器のための

EMC規制は、1997年7月1日から有効になっています。そのほかの電気・電子機器に関しても、EMC規制はさらに拡大されることになっています。EMCの試験は台湾の国家規格(CNS)に基づいており、これは国際規格(CISPR)に似たものです。

◆ EMC規定の手順を要約すると――。

先ず輸入業者および地元の製造業者は、台湾経済部商品検査局(BCIQ)より指定された試験所から、製品の試験成績書を得た上でBCIQに、この試験成績書を提示します。BCIQは、申請書類を正式に審査した後、製品のためのEMC IDを発行します。これらの手続きを経たのちに製品は通常の通関手続きを経て、市場で販売されます。

韓国における法改正の現況

韓国では1974年に、不良電気用品による危険および障害の発生を防止することを目的として「電気用品安全管理法」が制定公布されました。同法の体系は、日本における「電気用品取締法」に非常によく似ています。製造業者の登録→型式認証→基準適合義務→販売という体系も同様です。

これまで韓国では、国内の製造業者については、各市・道知事が製造業登録を、また外国の製造業者については、国立技術品質院長が製造業登録を実施してきました。しかし、1997年4月1日の「企業活動規制緩和に関する特別措置法」の改正により、

1997年5月1日から電気用品安全管理法に基づく韓国内外の電気製品の製造事業者による各市・道および国立技術品質院に対する製造業登録は事実上必要なくなり、型式認証を受けた製造業者は、事後管理として、承認後6ヶ月以内に工場検査が実施されることとなります。所定の検査評価基準によって、AからDの等級に区分され、その後の工場調査の頻度が増減されます。Dの等級は改善命令が出されます。

また、輸入販売業者の事後管理も毎年一回実施され、評価基準が最重欠陥の場合、型式認証の取り消しもあり得ることになります。



電気製品や装 IEC ACOS

電気製品や装置の安全性に関する IEC (国際電気標準会議) の ACOS (安全諮問委員会) についてご紹介します。

まず ACOS の役割の重要性を説明するにあたり、その背景となる最近の電気製品の傾向を「安全性」の観点から見ると次のような特徴があります。

● 電気製品の使用法が多様化しています。

一つの機器で多様な使用に対応する製品や、異なった機器、装置を組み合わせて複合機器とし、多様な使用に対応する製品があります。

● 電子・電気機器を有線（電線やケーブル）または無線で接続し、ネットワークやシステムを構成する使用法が増加しています。

情報の交換とか、遠隔から機器をコントロールする手段として、異なった機器、装置が接続されます。

● 小型機器がいっそう小型・軽量化し、その結果、移動性が向上し使用場所が拡大しています。

● 電子制御・コンピュータプログラムによる操作が広く各種機器に普及しています——等々です。

このように使用法の多様化とか複合機器の進展によって、あるいは製品の移動性の向上に伴う使用場所の拡大によって、従来とは異なる新たな「安全性に関連する状況」に配慮することが必要になり、また安全規格も再検討する必要が生じました。

つまり、個々の機器や装置に対して安全性を考え、個々の安全規格を適用しているのでは不十分であると共に、同時に適用される安全規格間の矛盾や不整合が問題となってきているわけです。

IEC (国際電気標準会議) では、各製品に関する専門委員会 (TC-Technical Committee) やその分科委員会 (SC-Sub-Committee) が、それぞれの製品の安全規格を作成して

いますが、上記の背景から、委員会間や安全規格間の連携とか調整が、極めて重要になっています。このため IEC では、CA (Committee of Action 通称 IEC 理事会) 直轄の ACOS (安全諮問委員会) を、27年ほど前の早い時点から設立し、この点に関し対応を強化してきました。(CA の日本語の名称は改訂が検討されています)

ACOS の具体的な役割と活動の概要は次のとおりです。

<ACOSとは>

「Advisory Committee on Safety」の頭文字で、「安全諮問委員会」と訳され、通称エーコスと呼ばれます。IEC CA直轄の諮問委員会の一つです。

<ACOSの構成>

1970年のワシントンのIEC大会で発足し、作業を開始しました。現在の委員会は、IEC CA任命の委員長および5名の安全分野専門委員、それとACOSから依頼した安全に関する活動を多く含むIEC内の委員会の代表者8名、客員 (IECEE委員長)、事務局 (IEC中央事務局) から構成されています。

<ACOSの役割>

(1) 各委員会で作成される安全に関する規格につき、委員会間の状況およびIECとしての全体の観点から判断し、整合を取りと共に調整を行う。

(2) 複数の委員会にわたる安全関連作業の分担に関し調整を行い、作業の重複や作業の不整合を改めるように働きかける。

(3) 安全関連の普及活動 (ACOSワークショップの開催等) を行う。

前回は1995年9月シカゴ郊外で、ACOS Workshop Vとして、SC65A作成中のIEC 1508「プログラマブル電子



置の安全性に関する (安全諮問委員会)の紹介

システムの機能安全」のテーマで開催。次回のACOS Workshop VIは、1998年5月に、TC62の「医療用電気機器の安全性」をテーマとして関連するIEC全体の安全活動の紹介と合わせて、トロントで開催される予定。

- (4) 安全に関する他の国際機関(ISO等)との連携をとる。
- (5) 安全性の推進のため、安全関連の特定の問題などにつき、ACOS内に作業班を設立して検討し、その作業班からの勧告に基づき、ACOSとして各委員会宛の指針等を発行する—等々です。

〈ACOS作成の指針の例〉

- IECガイド104：安全規格の作成と基本安全規格およびグループ安全規格の使用に関するガイド(第3版1997-07)
- IECガイド110：家庭用制御システム - 安全に関するガイドライン(1996-04)
- IEC1201：超低電圧(ELV)-限度値(作成中)
- ISO/IECガイド51：安全性の概念 - 規格の中に安全性の概念を含めるためのガイドライン(改訂中・ISOと協調)
- ISO/IECガイド50：子供の安全と規格 - 全般ガイドライン(改訂中・ISOと協調)

このうち、IECガイド104(第3版)の要点は次のとおりです。

- (a) 安全につき、基本安全規格を指定し、その規格を作成する委員会に横断的安全機能(旧称:パイロット機能)を割り当てる。

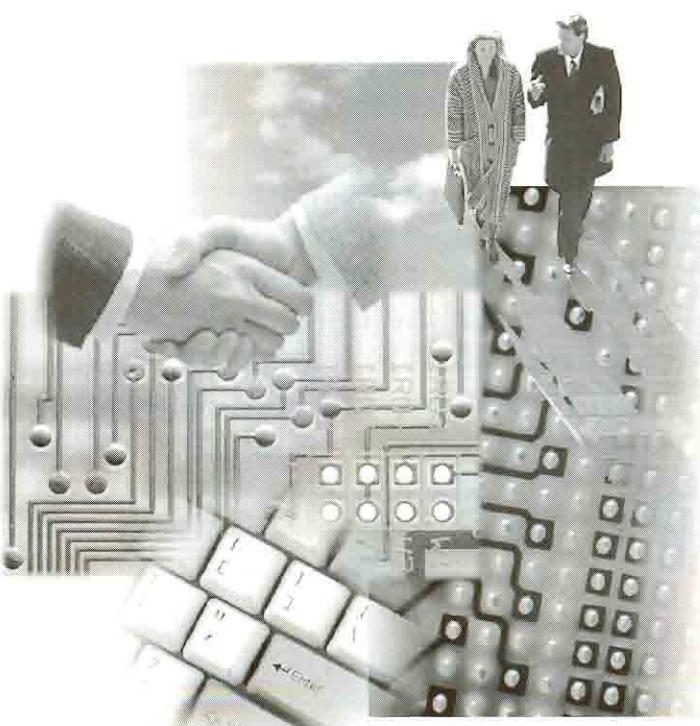
〔横断的安全機能(パイロット機能)〕：基本安全規格に関連する事項について他のTC・SCで安全規格を作成する場合は、基本安全規格の内容を採用して作成することを原則とするという機能。この機能によってIEC安全規格間の矛盾や不整合を避ける]

- (b) 安全につき、グループ安全規格を指定し、その規格を作

成する委員会にグループ安全機能を割り当てる。

〔グループ安全機能〕：グループ安全規格に関連する事項について、グループ安全機能を有する委員会と同じ製品分野の(同様の場所で使用される、また同様の回路構成等を有する)他のTC・SCで安全規格を定める場合は、グループ安全規格の内容を採用することを原則とするという機能。この機能によっても、同一の安全環境・要素に基づくIEC安全規格間で矛盾が生じたり、不整合になつたりするのを避ける]

以上



IEC/TC61トロンハイ

前号では、IEC/TC61の活動などについて紹介しましたが、今回は去る6月初めに、ノルウェーのトロンハイムにおいて開催された会議の内容から、特に重要な事項についていくつか紹介します。トロンハイムはノルウェーのオスロから、北西に飛行機で1時間ばかりのところにあって、北大西洋に面した町です。付近はフィヨルドの地形が有名です。緯度がかなり高いところに位置しているため、夜の11時をすぎて日が落ちませんでした。気温のほうは、6月ということもあり暖かく、半袖までとはいひないまでも軽装で十分でした。

会議は、5日間にわたって開催され、朝の9時から夕方の5時または6時まで、相変わらずのハードスケジュールでした。23カ国から50数名の参加者が集まり、議事予定に従って審議が進められました。しかし、今回予定した案件は72件と非常に多く、結果的にはその半数以上の約40件が審議未了となり、次回以降に持ち越されました。以下は、会議における主要項目です。

1. 複合電子レンジ(IEC60335-2-100)の規格案

これは、家庭用の電子レンジにオープン機能が付いたものに対する規格案です。審議の結果、この規格の作成を中止し、電子レンジ規格IEC60335-2-25に付属書を設け、この中にオープンの要求を含めることにしました。その主な理由は、電子レンジ規格とオープン規格IEC60335-2-6が独立して存在するため、電子レンジかオープンのいずれかの規格に何らかの改訂がある場合、IEC60335-2-100をその都度訂正しなければならず、混乱をまねきかねないためです。なお、スチーム機能付きのものの追加、子供用試験指の追加、などの変更が確認されたほか、日本に関する案件としては、絶縁クラスや漏えい電流の限度値に対するデバイエーションが認められました。これらを盛り込む原案作成作業は、TC61とSC61Bの合同編集委員会により作成され、その結果を両委員会に回付し、TC61については1998年10月のヒューストン会議で審議されることになりました。

2. 安全通則(IEC60335-1)に関する主な改正案

1) 絶縁距離の改正案

絶縁距離に関する基本規格のIEC60664を導入すべく、

TC61のWG22において検討され、ドラフトが作成されました。これによれば絶縁距離は、現在のものと比較した場合にかなり短くなる傾向にあるため、各国ともこの導入には慎重な姿勢を取り、反対意見が多く出されました。その結果、再検討のためWG22に差し戻しとなり、ヒューストン会議で改めて審議されることになりました。

2) 耐熱、耐火性の変更案

絶縁物性の外郭や、充電部保持材料に適用されるグローワイヤー試験温度が、現行よりも厳しくなる方向で承認されました。この件に関して、小勢力回路(15W以下)への試験温度をより緩和すべきとの意見は却下されました。

3) クラスII機器の機能アースの問題について

クラスII機器の機能アースを認めるべく(現在規格上は認められない)N P(新規提案)がオーストラリアから出されました。理由はIEC60065(電子機器)や、IEC60950(情報技術機器)でも認められており、安全上も問題ないというものです。審議の結果、却下されましたがIEC60335-1のアンドメント2のCDV(投票付委員会文書)において「クラスII機器は機能または保護アースを持つことができない」旨の注を導入することにし、各國のコメントを求めることになりました。

4) 恒温恒湿槽の温度の許容差の緩和について

耐湿試験においては相対湿度が規定されていますが、その許容差±2%は、供試品が大きい場合耐湿槽の容量が著しく大きくなるなどの理由から、実現が困難であるとの意見が出され、これに対して、大多数の賛成で現行の93±2%を93±3%とすることが確認されました。この変更は、アンドメント2に盛り込まれます。



ム会議から



3. その他

1) 食器洗い機(IEC60335-2-5)、洗濯機(IEC60335-2-7) のタイマーの開閉試験回数について。

現行の回数である10,000回は多すぎ、3,000回が実態にふさわしい……との英國提案でしたが、共通事項で言うタイマーではなく、プログラマーとして認める決定がなされ、CDVとして回状されることとなりました。

2) オイルヒーター(IEC60335-2-30)のオイルの漏えいによる事故に対する追加規定案

オイルヒーターを長年使用しているうちに、ヒーターの取り付け部付近を中心に小さな穴があき、異常過熱による火災に発展し、外国でリコールされているケースがあります。これを受けた異常試験の規定の一部を変更すべきとの内容ですが、審議の結果、CDVとして回状することとなりました。

4. 次回の会議開催予定

ドイツのニュルンベルグにおいて、平成9年10月20日(月)～10月24日(金)の5日間の予定で開催されます。

注) IEC規格については、最近新しく変更された表記方法に従った規格番号の表示を行いました。

IEC規格番号の変更について

前号でご案内しましたように新たに発行されるIEC規格は60000台の表示となります。更に、従来発行された規格についても同様の表示になることが新たに決定されました。

ただし、在庫のものについてはそのままとし、上記決定内容の差し込みが入る予定です。
(1997年5月9日付IEC規格文書67/A/Cによる)

第34回CTL会議について

今年のCTL会議が、オランダのアーネムで5月に開催されましたので、その中のトピックスについてお伝えします。

CTLはCommittee of Testing Laboratories（試験所委員会）の略です。IECの活動の中には、規格作成の機能と、それらの規格に基づいて試験したデータを活用する機能がありますが、後者がCB証明書とともに、試験データを活用するスキームをもっています。(IECEE-CBスキーム)

このCBスキームを進めるにあたり、参加しているCB試験所が直面している問題として、試験技術、規格解釈などの食い違い、試験所のスタッフの試験時の安全確保、試験設備などがあり、これらについて各CB試験所の代表が、年に1回集まって討議をする場所もあります。今回のCTL会議では委員長と幹事がドレーガー氏(VDE)とコスキネン氏(FIMKO)からルボ氏(LCIE)とトーン氏(FIMKO)にそれぞれバトンタッチされ、その意味で節目の会議となりました。会議は26カ国から52名が参加して2日間に亘って行われましたが、その中で特に印象に残った内容を紹介します。

1.各CB試験所からの質問への対応

規格の解釈、試験技術などについて、各CB試験所として、この疑問に迅速に対応するため、CTL内に専門家によるタスクフォースのスキームを、セットアップする事が前回の会議で確認されていましたが、その内容が今回の会議ではまとまりました。

各タスクフォースはCBスキームの製品カテゴリーを参考に、それよりもやや大きめな区分けとしました(HOUSE, SAFE / OFF, TRON/MEAS, MED/INST, CONT/LITE/CABL/POW, PROT)。また、各タスクフォースごとのコンビナーについては、HOUSE, SAFEがフランスから、MEAS, MEDがイギリスから出すことが決まりましたが、全てのタスクフォースのコンビナーのノミネートについては、まだ調整が必要な状況です。各タスクフォースは、少なくとも5名以上のエンジニアで構成(委員長の見解)して、2ヶ月以内に結論を出します。ここで問題となったのは、タスクフォースによる結論はあくまでも暫定的なものであり、正式にはその年のCTL会議のオーソライズが必要であるということです。また、タスクフォースからの回

答により判断した結果を基に、CB証明書が発行され、それが後にCTLにおいて覆された場合…が問題となります。この場合、判断の責任はあくまでも試験所ということになります。

2.現行のCTL決定集の様式の見直しについて

CTL決定集は、CTLにおいて規格の解釈についての最終確認を行った内容を、まとめてあるものです。現在のCTL決定集は「必ずしも試験所のスタッフにとって明快なものではない」との意見があり、これについて、アドホックのワーキング(ジュリアーノ氏<IMQ>以下5名)で検討した結果、以下の内容としました。

- 1) ヘディングとして新たにキーワードのコラムを設ける。
- 2) ヘディングの他、質問、決定、説明の欄で構成される。インデックスをどうするか、キーワードを誰が決めるなどの問題については、今後の検討課題とされました。(以上の変更は、データベース化を意識しながら検討されるもううです)



て

3.IEC-Mについて

この問題は、もともと日本から提案され、IECの上層部からCTLに対して検討の要請があったものです。その内容は、絶縁材料について国際的なデータ活用を可能にするため、各規格における燃焼試験規格などの導入状況の把握も含めて、どのような活用方法が可能かを検討するものです。CTLにおいてはその所掌から、各規格における絶縁材料関連試験規格の導入状況などの把握を行い、どのような規格をデータ活用の対象にすべきかを主体に検討してきた経緯があります。今回の会議でその内容がまとまり、管理上の問題（CCBの所掌）に対する留意事項も含めて報告され、今後はCCBのほうに舞台を移して検討されることになります。

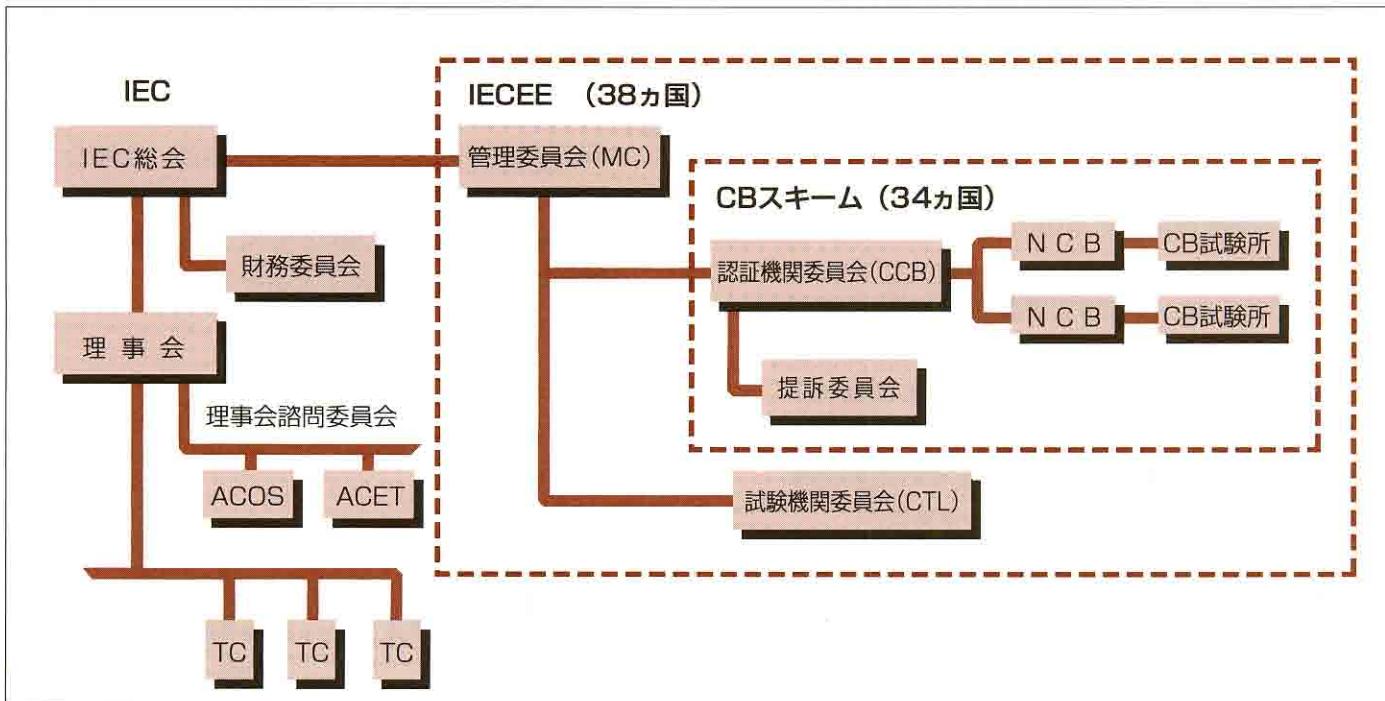
4.その他

技術的確認事項：低圧回路におけるトラッキング試験適合要求の必要性について（IEC 60335-1 関連）

トラッキングが起きない電圧でのトラッキング試験は不

要とするべきで、特にSELV、PELV回路における試験は不要である…との意見が出されました。早速これについて討議されましたが、大勢はこの意見を支持しました。トラッキングは「電圧だけの問題ではなく距離にも依存しており、たとえSELV、PELV回路であっても適用すべきである」との意見も出ました（JETとしても、基本的な考え方として、電圧が低いだけで除外すべきではないとの意見を述べた）が、トラッキング試験は”LIVE PARTS”に対して要求されており、SELV、PELV回路は規格上で”LIVE PARTS”からは除外されているため、これらの回路には適用しない…と決定されました。

次回開催：創立70周年記念を迎えるFIMKO（フィンランド）において来年5月末に開催する予定です。



■技術基準国際整合化への動向

本誌創刊号の「技術基準の国際整合化への動向」において、技術基準の国際整合化作業の概要とともに、整合化にあたって基本的な方向付けが必要であることをご紹介しました。これらの問題については昨年10月、関連工業会などのご協力を得て、共通問題調整会議を開催し検討を行いましたが、一部の問題点については、その方向付けが決まらず継続検討を要する事項として残っています。

一方、我が国の電気分野の規格・基準を、統合的かつ公正中立な立場で検討する場として昨年、電気用品等規格・基準国際化本部が設置されたことはご存じのことと思います。その中に、特命事項に関する調査・検討を行なう場として、特別委員会を設けることができることとなり、上記問題については、この委員会に移して継続検討することとなりました。

そこで、去る6月13日、共通問題検討特別委員会（事務局：〔社〕日本電気協会、事務局分室：〔財〕日本電気用品試験所・現（財）電気安全環境研究所）が開催され検討した結果、それらの問題の方向性が示されました。本号では、この中の絶縁距離の問題についてその概要、および確認された対応方針をご説明します。

問題点の概要

IEC規格では現在、絶縁距離の基準値が製品毎に異なっており、値が統一されていないが、最近の動向としては、IEC664（低電圧システムの絶縁協調）を引用して統一化に向かっている。

IEC664は、IEC364（建築電気設備）に従って配電された場合を想定して、絶縁距離の値を決めているが、日本の家庭内におけるシステムとIEC364のシステムが完全に一致しているとはいえないため、IECをそのまま引用すると安全上問題が生じる場合がある。

また、現在IEC664を引用していない規格についても、将来的にはIEC664が引用されることを前提に方向性を決めておく必要がある。

対応方針

- (1) 製品規格は、基本的にIECに整合する。（カテゴリーⅡ）ただし、IEC664を引用している場合は適用するインパルス電圧を2500Vとする。
- (2) 機器用部品規格は、基本的にIECに整合する。ただし、100V系を考慮していない規格は、IEC664が導入されるまでは100V系のみ現行電取技術基準の値を採用する。
- (3) 屋内配線用器具の規格は以下とする。（カテゴリーⅢ）
 - a) IEC664を引用している場合
IEC規格に従って定格インパルス電圧を表示する機器はIECに整合する。表示しないものは現行電取技術基準の値とする。
 - b) IEC664を引用していない場合
原則として、IECに整合する。ただし、該当IECがIEC664を引用するまで、現行電取技術基準の値も適用できることとする。

解説

配線器具類は、プラグやコンセントの標準寸法を変更することは、市場の混乱を招くため、IEC664を引用していない場合は、当面の処置として現行電取技術基準も適用できるとしたが、将来的にIEC664が引用された場合は、統一化を前提に再検討する必要がある。

お問い合わせ先

技術規格部 TEL 03(3466)9241
FAX 03(3466)5288
担当：佐藤、藤倉

給水器具の第三者認証制度 参加について

J E T では、「水道法施行令」の改正及び「給水装置の構造及び材質の基準に関する省令」の制定を契機として、給水器具の認証業務、いわゆる第三者認証制度に参加することとし、平成 9 年 10 月 1 日から業務を開始いたしました。

【給水器具の性能基準化】

従来の水道法施行令の構造・材質基準は、「水を汚染するおそれのないこと」等といった幅広い判断を許容する内容となっていました。昨年、厚生省では、「給水装置の使用規制の合理化について」検討を開始し、給水装置の構造・材質基準の明確化、性能基準化を図る等の報告書をとりまとめました。

この報告を受けて、水道法施行令の一部改正並びに給水装置の構造及び材質の基準に関する省令が制定され、水道水の安全性等を確保するための必要最小限の項目及び内容である「耐圧に関する基準」、「浸出等に関する基準」、「水撃限界に関する基準」、「防食に関する基準」、「逆流防止に関する基準」、「耐寒に関する基準」、「耐久に関する基準」の 7 項目の性能基準が定められました。

また、性能基準に係る具体的試験方法として、耐圧、浸水、水撃限界、逆流防止、負圧破壊、耐寒および耐久の各性能試験が試験告示により定められました。

【 J E T が行う認証業務の概要】

(1) 対象製品

電気温水器、電気食器洗い機、電気冷水機等給水管に直結する給水器具（電気製品に限る）が対象になります。

(2) 審査基準

原則として水道法第16条に基づく給水装置の構造・材質基準の性能基準（7項目）に準じます。

(3) 契約

認証マークの使用承諾、その他 J E T の業務規程に定める諸項目について、申込者と J E T との間で契約を取り交わします。契約の有効期間は 1 年間とし、契約解除の意志表示がないときには自動更新されます。

(4) 登録証の発行及び公表

所要の手続きを経て、登録証を発行します。また、消費者、水道事業者及び給水工事業者等に対する情報提供のため、給水器具の登録及び取消し等の認証状況を J E T の発

行する月報等に掲載するほか、年 1 回、認証リストを発行いたします。

(5) 品質確認方法

申込者のご希望に応じ、製造される製品自体を検査する製品ロット検査方法と工場の品質管理状態を検査する自社検査方法のいずれかを選択することができます。

(6) 認証マーク

試験・検査が終了し登録された製品には、認証マークの表示ができます。この認証マークについては、(社)日本水道協会、(財)日本燃焼器具検査協会、(財)日本ガス機器検査協会及び J E T の 4 機関で共通の登録意匠マークを使用し、原則として認証した機関の名称または略称と組み合わせて表示することとしています。(図参照)

認証マークの例

4機関共通の
登録意匠マーク 認証機関の名称又は略称



お問い合わせ先：お客様サービス部

TEL 03(3466)5183

FAX 03(3481)5254

担当：望月、早船

『PL保険付ラベル』 発売のお知らせ

JET認証サービスは業務開始以来すでに2年半を経過し、数多くの認証取得者の皆様のご協力を得て認証モデルの数が10万を超えております。

この間、認証取得者の方々の要望にもとづき、JET認証共済会を設立しS-JET取得製品に対する損害賠償保険制度をスタートさせ、JET認証サービスをご利用頂いている皆様の製品安全対策についてサポートを行ってまいりましたが、さらに今回、よりきめ細かなサービスを目指し、GSマーク（製品安全協会）およびBLマーク（ベターリビング）などのように、PL事故対応オプションを設定したラベル保険を発売することにいたしました。

メーカーの皆様にとりましては、一つ一つの商品にPL対応損害賠償付保険ラベルを貼付することにより、“安心”という商品のメソッドを、消費者が店頭で商品を購入する際に直接アピールできるようになります。

保険契約はJETと保険会社の間で行ないますので、メーカーの皆様にとって保険会社との面倒な加入手続きが不要となり、JETから保険ラベルを購入するだけで、必要なその日から必要な数だけ保険付きラベルを貼ることが可能となります。

10月1日から実施しております、具体的な取扱いの概要については次のとおりです。

対象品目：電気コーヒーフィルター、電気湯沸かし器、電気ホットプレート、電気アイロン、電気こたつ（当面この5製品からスタートし順次拡大していきます。）

補償内容：認証製品の欠陥に起因して、身体に障害を負わせたり財物を損壊した場合に、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することにより被る損害を補償する。

てん補限度額：5,000万円

免責金額：1事故につき1万円

●この件に関するお問い合わせは

「お客様サービス部の望月（TEL 03-3466-5183）」までお願いいたします。

編集後記

- ジェットレポートも第3号。読者の方の反応は予想を超えるものがあり、お問い合わせの件数も急増してきました。掲載できない詳細情報、資料等についてご提供（一部実費）いたしますので、お気軽にお申し込みください。（I）
- 発行にも少しずつ慣れてきました。皆様のご意見、ご要望

を、もっと誌面に生かしていきたいと考えています。広報までハガキ、FAX等でどうぞお寄せください。（G）

- 10月より（財）電気安全環境研究所に名称を変更いたしました。よりグローバルな視点からの活動を目指します。（K）